

名古屋市告示第59号

名古屋市森林整備計画案について

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 5第 1項の規定による名古屋市森林整備計画を変更したいので、同条第 7項において準用する同法第 6条第 1項の規定により次のとおり告示し、名古屋市森林整備計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、名古屋市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに名古屋市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 8年 2月12日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧の期間

令和 8年 2月12日から同年 3月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農政部都市農業課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課